

『朱子語類』外任篇 譯注 (三)

田 中 謙 二

知漳州 續

⑧秋補牒請黃樵牧仲考校。其詞曰。文學・德行。爲衆所推。今宜禮請。同行考校。復致書曰。群庠秋補。諸生欲請賢者臨之。非惟仰藉藻鑑之公。亦欲使後生少知尊賢尙德之意。

道夫

校注：此條刊本闕。

秋の補試すなわち解試に、黃樵、あざなは牧仲を公牒で審査員に要請された。その牒文にいう、「文學・德行、いづれももろびとの推稱するところであり、このたび共に審査にあたるよう公式に要請するべき人と考える。」さらに、書面を送られていう、「州學における秋期補試に際し、學生たちは貴下の就任を要望しております。貴下の公正なる

人物鑑識をたのみといたしますこともさりながら、若き人びとに賢德の人を尊重する主旨を知らしめたいと存じます。」楊道夫

〔秋補〕科擧の中央試験(省試)が實施される直前の秋(八月五日)に州學で行なう補試、すなわち解試(地方試)をさす。解試はまた秋試・秋擧・秋賦・秋貢ともいう(荒木敏一『宋代科擧制度研究』一七ページ參照)。朱子が知漳州に在任した淳熙元年(一一九〇)の冬より翌春にかけて中央試験が實施されている。

〔黃樵・牧仲〕黃樵は⑧條に見える。牧仲はそのあざなであるが、『宋元學案』卷四十九に據れば、「黃樵仲、あざなは道夫」とあり、名とともに相違する。

〔考校〕 試験を審査する。

〔牒請〕 牒文形式で要請する。

〔文學・德行〕 「言語」「政事」とあわせて、いわゆる孔門の四科（『論語』先進篇）として、人物評價の重要なポイントとされる。かの『世説新語』の篇目も冒頭を德行・言語・政事・文學で占めることは、周知のとおりである。

〔藻鑑〕 すぐれた人物鑑識力。宋・孫逢吉『職官分紀』卷一〇にいう、「賈餗拜禮部侍郎。凡典禮闈。三歲所選士七十二人。多至公卿。人服其藻鑑。」

②鄭湜補之間戢盜。曰。只是嚴保伍之法。鄭云。保伍之中。其弊自難關防。如保頭等。易得挾勢爲擾。曰。當令逐處鄉村舉衆所推服底人爲保頭。又不然則行某漳州教軍之法。以戢盜心。這是已試之效。因與說某在漳州初到時。教習諸軍弓射等事。皆無一人能之。後分許多軍作三番。每月輪番入教場挽弓。及等者有賞。其不及者留在。只管挽射。及等則止。終不及則罷之。兩月之間。翕然都會射。及上等者亦多。後多留刺以填闕額。其有老弱不能者。並退罷之。他若會射

了。有盜賊。他是不怕他。劉叔通問。韓・范當初教兵甚善。先生因云。公道韓公兵法如何。又云。刺陝西義勇事何如。這個人恁地不曉事。儂智高反。亦是輕可底事。何故恁地費力。劉云。聞廣中都無城郭。某處種笏木爲城。枝節生刺。刀火不能破。賀孫

交注：1 逐誤作道。2 陝誤作陵。皆從刊本改。3 如刊本作改、疑非。4 破誤作被。

鄭湜、あざなは補之が盜賊鎮壓策をたずねた。

（先生が）いわれた、「保伍の制度を嚴重にやるよりほかない。」

鄭「保伍にあつて、それ自身の弊害を防ぎかねているのです。たとえば保頭らは、わけなく勢力をかさにむちややるんですからね。」

（先生）「それぞれの鄉村で、みなが心服しているものを保頭に推薦するようさせるべきだ。また、それをやらんのなら、わたしが漳州でやった軍事教練法を實施して、盗みごころを絶つのだね。これは實際にやつて効果があつた方法だ。」そこで話してくだすた——「わたしは漳州で着任早々、兵隊たちに弓術などを教習させたが、誰ひとりや

れるもんがない。そこでおおぜいの兵隊を三交替班に分ち、毎月輪番で教練場に入って弓術をやらせた。合格したものには賞を出し、合格せぬものは残して、合格するまでどしどし弓をひかせ、どうしても合格せんものは罷免するのだ。二カ月の間にみながそろって射撃ができるようになり、上級に合格するものもたくさん出た。そこでかれらのほとんどに（上級合格の）入れ墨をして、（正規軍の）缺員補充に當てた。年よりとか卑弱いもので弓がだめなのは、みな退職させた。この連中に弓がやれるようになると、盜賊が出た時もこわがったりはせん。」

劉叔通（未詳）がたずねた、「韓（琦）・范（仲淹）のおふたりは、むかし軍の教練をされて、とても上手だったそうですが。」

すると先生がいわれた、「きみは韓公の兵法がどうだったと思うかね。」

またいわれた、「陝西義勇軍に入れ墨をされた件はどうだい。あの人はおそろしくわからずやだよ。儂智高の叛亂だって、大した事じゃないのに、なぜあんなに手を焼かれましたらう。」

劉「なんでも廣中じゃ、城郭がぜんぜんなく、どこかじや逆も木を埋めこんで城壁にし、枝や節から刺が出て、攻め道具でも破れなかったそうです。」葉賀孫

〔鄭湜・補之〕福州閩縣の人、あざなは溥之にも作る。乾道年間（一一六五—七三）の進士で、光宗朝の祕書郎、慶元初年（一一九五）に權直學士院。かの慶元偽學の筆頭とされた宰相趙汝愚の罷免の制文起草させられた時、讚美のことばを書いたかどで、韓侂胄の怒りを買ひ、かれも慶元黨籍の第七人に列せられた（『宋元學案』卷九十七および『語類』卷一三二・第八十六條）。

〔保伍之法〕保甲制度をいう。

〔保頭〕保長に同じ。

〔關防〕（犯罪を）防止する。吏牘語。

〔教場〕教練場、グラウンド。

〔留刺〕別枠として残し、手の甲にいれ墨する。

〔闕額〕缺員補充要員。

〔他是不怕他〕話しことばでは、シチュエーション

が相互に諒解されているから、上下に用いる人稱代名詞の指すものが、それぞれ異なる場合がある。この一句における「他」が正にその例である。

〔劉叔通〕名は未詳。『朱文公文集』巻九には、かれの詩に次韻した作品をはじめ、ふたりの交渉を示す詩數篇がある。そのうちの一首に慶元元年（一一九五）八月晦日のものがある。

〔韓・范〕韓琦（魏國公）と范仲淹（文正公）をさす。

〔刺陝西義勇事〕義勇はいわば民兵。正規軍である禁軍・廂軍のほかに、河北・河東・陝西地區にのみ設けられた。遼・西夏に對する緊急處置であり、義勇といつても自發的に應募したものでなく、強制徴發により、したがって手背（手の甲）に入れ墨された。『宋史』

卷一九〇・兵志にいう、「河北・河東・陝西義勇。慶曆二年（一〇四二）選河北・河東強壯。並抄民丁。涅手背爲之。」また、『資治通鑑長編』卷一三五の司馬光の言によれば、のちには顔に入れ墨して、正軍にあてたという。韓琦は西夏の叛亂に際して、陝西四路經略安撫招討使を命ぜられ、涇州に駐して防戰の指揮に當

たったが、入れ墨の件がかれの發案になるのか、あるいは陝西義勇には特に苛酷な處置が施されたのか、よくわからない。なお、義勇に入れ墨を施したことについては、曾我部靜雄「宋代軍隊の入墨について」（『東洋學報』二四—三）に詳しい。

〔儂智高〕安南（ヴェトナム）の酋長で、一一世紀の中ごろ中國に侵略して、廣西・廣東兩省（當時の廣南路）を荒らし、宋朝をてこずらせた。

〔輕可〕ほんのささいな、ちよつとした。宋元間の俗語。類似の語に小可・微可がある。「非同輕（小）可」は、こりや容易ならぬこととの成句として、つい先ごろまで稀に使用された。

〔廣中〕廣東・廣西地區をいう。

〔笏木〕笏は音ロク（三）、竹の根をいう。笏木はおそろく逆も木であろう。

勿本朝立法。以知州爲不足恃。又置通判。分掌財賦之屬。然而知州所用之財。下面更有許多幕職官通管。尙可稽考。惟通判使用。更無稽考者。通判廳財賦極多。某在漳州。凡

胥吏輩窠坐有優輕處・重難處。盡與他擺換一次。優者移之重處。重者移之優處。惟通判廳人吏不願移換。某曰。你若不肯。盡與你斷罷。於是皆一例擺換。蓋通判廳財賦多。恣意侵漁。無所稽考也。個

校注：1者字無。

わが宋朝の法制では、知州がたのみにならぬというので、さらに通判（副知事格）を置いて財政關係のしごとを分掌させてある。ところが、知州の使う財費は、その下に幕職官がいてみなで管理する建てまえだから、まだしもチェックできるけれど、通判の使い分だけは、まったくチェックするものがない。（しかも）通判の役所には財費がたくさんある。わたしは漳州にいたとき、胥吏のポストというものは、らくなところとしんどいところがあるので、一ど全面的に配置換えをやり、らくしているものはしんどいところへ、しんどいめをしてるものはらくなところへ移し換えた。（ところが）通判の役所の胥吏だけは、ほかへ移りたがらんのだな。わたしはいった、「おまえたちがもしもいやなら、みな免職處分にしてあげるぜ。」するとみな一齊に配置換えをやった。これは、通判の役所に財費が多

く、おもいのままに使いこんでも、チェックのしようがないからだ。」沈憫

〔通判〕副知事格のお目付け役。

〔財賦〕税金などの財費をいう。賦税のあがり。

〔幕職官〕幕職州縣官ともいう。科擧合格後、地方官の實務を見習らうため各州廳に配置されて来る屬官。

〔稽考〕會計面について監察する。チェックすること。

〔使用〕名詞的用法であろう。

〔通判廳〕通判は本来お目付け役の性格をもつので、州廳とは別の役所を構えている。

〔窠坐〕ポスト。

〔與他〕……してやる。（現代語の「給」なお、下文の「與你」は、皮肉ないい方であろう。

〔擺換〕ふりかえる。配置轉換をいう。

〔斷罷〕罷免處分をいいわたす。

⑧陳安卿問。二十而一。十一。十二。二十而三。二十而五。如何。先生曰。近處役重。遠處役輕。且如六鄉。自是家家爲兵。至如稍・縣・都・鄙。却是七家只出一兵。黃直卿曰。

鄉·遂用貢法。都·鄙用助法。則是都·鄙却成九一。但鄭注二十而一等及九賦之類。皆云。是計口出泉。如此又近於太重。先生曰。便是難曉。這個今且理會得大槩。若要盡依他行時也難。似而今時節去那封建·井田尙曉爭。淳錄云。因論封建·井田曰。大概是如此。今只看箇大意。若要行時。須別立法制。使簡易明白。取於民者。足以供上之用。上不至於乏。而下不至於苦。則可矣。今世取封建·井田大段遺。却如某病後要思量白日上昇。如何得。今且醫得無事時。已是好了。據某看來。而今只是如江浙間。除了那和買丁錢重處減些子。使一家但納百十錢。只依而今稅賦後。放教寬着。無大故害民處。淳錄云。如漳之鹽錢罷了。如此時便是小太平了。前輩云。本朝稅輕於什一。此說也只是向時可恁地說。似而今何啻數倍。也緣是上面自要許多用你。而今好看教縣中省解些月椿。看州府不來打罵麼。某在漳州。解發銀子。折了星兩。後來連司發文字下來取。被某不能管得。判一個可。付一笑字。聽他門自去理會。

似恁時節。却要行井田。如何行得。伊川先生嘗言要必復井田·封建。及晚年又却言不必封建·井田。便也是看破了。淳錄云。見暢漕道錄。想是他經歷世故之多。見得事勢不可行。今

且如封建。自柳子厚之屬。論得來也是太過。但也是行不得。淳錄云。柳子厚說得世變也是。但他只見得後來不好處。不見得古人封建底好意。如漢當初嘗要封建。後來便恁地狼狽。若便如主父偃之說。天子使吏治其國。而但納其貢稅。如此便不必封建也得。淳錄云。若論主父偃後底封建。則皆是王族貴驕之子。不足以君國子民。天子使吏治其國而已。今且做把一百里地封一個親戚或功臣。教他去。其初一個未必便不好。但子孫決不能皆賢。若有一個在那裏無權時。你不成教百姓論罷了一個國君。若只坐視他恁地害民又不得。那裏如何區處。淳錄云。封建以大體言之。却是聖人公共爲民底意思。是爲正理。以利書計之。第一世所封之功臣。猶做得好在。第二世繼而立者。箇箇定是不曉事。則害民之事。靡所不爲。百姓被若來訴國君。因而罷了也不是。不與他理會亦不是。未論別處如何。只這一處利少而害多。便自行不得。更是人也自不肯去。今且做教一個錢塘縣尉。封它作靜江國王·鬱林國王。淳錄作桂國之君。他定是不肯去。淳錄作他定以荒僻不樂於行。它寧肯作錢塘縣尉。唐時理會一番。襲封刺史。人都不肯去。淳錄作一時功臣皆樂於在京。而不肯行。苻秦也曾如此來。人皆是戀那京師快活後。都不肯去。却要遣人押起。淳錄作苻堅封功臣於數國不肯去。迫之便去。

這箇決是不可行。若是以大概論之。聖人封建都是正理。但以利害言之。則利少而害多。而今如子由古史。論得也忒煩。前後都不相照。淳錄作子由論封建。引證又都不着。想是子由老後昏眩。說得恁地。某嘗作說辨之。得四五段。不曾終了。若東坡時。便不如此。他每每兩籠羅說。他若是主這一邊說時。那一邊害處。都藏着不敢說破。如子由便是只管說後。說得更無理會。因曰。蘇氏之學喜於縱恣踈蕩。東坡嘗作某州學記。言井田・封建皆非古。但有學校尙有古意。其間言舜遠矣。不可及矣。但有子產尙有稱他。便是敢恁地說。千古萬古後。你如何知得無一個人似舜。義剛

校注：此條見刊本卷八十六（周禮）。1陳字無。2鄙字誤脫。3七誤作亡。從刊本改。4黃字無。5那字無。6瞰作繁。7取當作去。8却作恰。9據某看來四字皆無。10江字誤脫。11丁誤作了字。12子字無。13後字無。14着字無。15此說二字皆無。16似而二字無。17也字無。18是字無。19你字無。20好看教三字皆無。21中下有若字。22在上有某字。23後來二字無。24發文字下四字皆無。25先生二字無。26嘗作常。27今字無。28嘗字無。29便字無。30但字無。31你字無。32恁地一字無。33那裏一字作却。34做字無。35它字無。36符抄本刊本均作符。下注同。37那字無。38後字無。39都作却。恐是。40而今如三字皆無。41籠羅作牢籠。42蕩誤作湯。43似誤作以。

陳安卿（陳淳）がたずねた、「『二十ニシテ一、十二ニ、二十ニシテ三、二十ニシテ五』とは、どういふことでしょうか。」

先生がいわれた、「近いところは賦役が重く、遠いところは賦役が軽いのだ。たとえば、六郷の地では、ちゃんと家ごとに軍役に出ている。稍・縣・都・鄙の地となると、七家（七ヶ）から一人軍役を出すだけだからな。」

黃直卿（黃榦）がいった、「郷・遂には貢法を用い、都・鄙には助法を用います。とすれば都・鄙の稅率は九分の一ということになります。ただ、鄭玄は『二十ニシテ一』などや『九賦』なんかに注して、みな『ロ（ろう）ヲ計リテ泉（た）ヲ出スナリ』といっております。これだとまた重（おも）すぎるみたいです。」

先生がいわれた、「分りかねるということだよ。これは、いままあ大體のところは分かつてるがね。もしかれのいうとおりやろうとしたってむりだ。いまごろじゃあの封建や井田（の世）からもうぐっと開きがあるからね。」

陳淳の記錄——そこで封建制と井田法を問題にしていわれた、「だいたいのところはそうだ。いまじゃおよその意味しかわか

らん。もし實施するなら、ぜひ別の制度を新たにづくって、簡易でわかりやすくし、民から取るものは上の用に供するに足り、上も乏しいというほどでなく、下も苦しいほどでないと思えばいい。いまの世は封建や井田から、ずいぶん距たっているからね。」

ちようどわたしが病氣の時に、やれるわけもないのに、白日昇天のことを考えるみたいなので、いまいちおう治って無事息災になると、もういいってことだ。わたしの見るところ、いまじゃ江浙地方ぐらいだらうね、あの和買や身丁錢の重いところは少し下げて、一家から百・十勘定の錢を出させるぐらいにするとして、いまの賦税どおりにするなら、ゆるやかにさせるような處置をとれば、大して民をいためつけるところがなくなる。

陳淳の記録——漳州の鹽錢なんかは廢止した。

そうなればちよつとした太平の世ということさ。一むかし前の人の話だと、わが宋朝の税は十分の一より軽いという。この話もかつてはそういうこともあったというだけのこと。この節じゃ數倍どころでない。やはり上のほうでいろいろとみんなを役だてようとするからだ。まあ縣に月椿錢を中央送りさせる場合が見ものだせ。どうだい、州廳か

らやって来て打つの罵るのってことはしないだろ。わたしが漳州にいたころ、銀を送るのに細かな錢に兩替えしたのちに、轉運司が文書を出して取りに來たが、わたしには扱いかねるとかまして、やり、可^レという判を書いて、笑^レの一字をつけ加え「可笑」はちゃんちゃらおかしい意、やつらの好きなように處理させた。

こんな時世に井田法をやるうたって、できるもんか。伊川先生はかつて、ぜひ井田法と封建を復活するべきだといわれたが、晩年にはこんどは封建と井田法は必要じゃないといっておられる。やはり見抜かれていたからだ。

陳淳の記録——暢潛道（暢大隱）の記録にみえる。たぶんかれ（伊川）はずいぶん世のことを經驗して、とてもやれる情況でないといわかったのであろう。

いまたとえば封建については、柳子厚（柳宗元）といった連中にはじまり、ずいぶんやかましく議論されて來たが、やつぱり實施できやしない。

陳淳の記録——柳子厚が世のうつろいをのべているのはやはりそのとおりだ。ただ、かれは後世のまずい點だけがわかつていて、古人の封建制のけっこうな主旨がわかつておらん。

たとえは漢は、そのはじめに封建制を實施しようとしたことがあるが、その後はあのとおりめちやくちやさ。主父偃の説だと、天子が官僚に國國を治めさせ、ただかれらの貢税を納めるだけだ。そんなことなら、なにも封建でなくたっていい。

陳淳の記録——もしも主父偃以後の封建制を問題にするなら、いづれも王族とか權力者のむすこばかりで、とても國ニ君ヲリテ民ヲ子トスる資格はなく、天子が官僚に國國を治めさせるにすぎぬ。

いまかりに方百里の地に天子の親戚とか功臣とかを封じ、かれに行かせてやらせるとする。最初の一人は出來のわるい人間と限るまいが、子孫はみながみなりつばというわけには断じてゆかん。もし誰かがそこでばかなことをやらかせば、きみ、まさか人民に議論して一國の君主をやめさせるといふわけにゆくまい。もしもやつが人民をひどく害めつけてるのを坐視できるかといえ、そうもゆかん。(といて) どういう處置があるもんかね。

陳淳の記録——封建について大體のところをいえば、それはむしろ聖人がみなでいっしょに民を治めるといふ意圖だから、まっ當な理くつなんだ。だけど利害という點から見つみると、初

代に封ぜられた功臣はまだしもうまくやれているが、二代めを繼いで立つたものは、どれもこれもきまつてわからずやだから、民をいためつける事ならなんだってやる。人民たちにもし君主を訴えられて、そこでその君主をやめてしまふというのまずいし、うっちゃつといてかまつてやらぬというのまずい。ほかの點はどうであらうと、この點だけでも利が少なくて害が多いから、實施できないわけさ。

そのうえ、本人だつて行くのをうんというまい。いまかりに錢塘縣尉をしてるものを、靜江國王か鬱林國王陳淳の記録では、桂國の君につくる。に封じてやるとしても、きつと行くのをうんというまい。

陳淳の記録——かれは人氣のないさびれたところだから、行きながらぬにきまつている。

かれはむしろ、錢塘縣尉であるほうにうんという。唐のころに一ど分別して、刺史を封じて世襲制にしたことがあるが、誰もかも行くのをいやがった。

陳淳の記録では——その時の功臣はみな都にいたがつて、行くことを承知しなかつた。

符秦でもかつてそれをやったが、誰もがあの都の快適さに未練があるもんだから、みな行くのをいやがるのを、むりに命じて護送させようとした。

陳淳の記録——符堅は功臣を數か國に封じたが、行くのをきかぬものだから、強硬手段で行かせた。

これは絶対に實施できないよ。もし大體のところを問題にするなら、聖人の封建制はまっとうな道理だが、利害の點からいえば、利は少なくて害が多い。いま、子由（蘇轍）の『古史』なんかでも、ばかにごたごた論じているが、前後の事はまるで参照しておらん。

陳淳の記録——子由が封建を論じてるのも、その引證はすかたんだ。

おおかた、子由は年とつてもうろくし、あんな説きかたをしたのだらう。わたしはかつてこの書物を辨ずる説を書き、四、五段はできたが、まだ書き切っていない。東坡（蘇轍）の場合はそうじゃない。かれはいつも兩方をひっくるめて考えている。（だけど）こちらに重點をおいていうときは、あちらの弊害の點は、みな隠してばらそうとせん。子由と來たら、それこそやみくもに説きまくるもんだから、まるでおかまいなしにものいう。」

ついでにいわれた、「蘇氏の學問は、氣まま放埒ででたらめ好みだ。東坡はかつてある州學の記（南安軍學記）を作り、封建・井田はどちらも古代の制度と違っているが、

學校だけはまだしも古代の主旨が残されているという。ここでは「舜は遠くなりぬ。及ぶべからず」といつている。

ただ、（鄭の）子産だけはまだ賞めてある。よくもそんなことがいえるというものだ。千年萬年の後に、舜のような人がひとりも現われんとどうしてわかるかね。」黃義剛

封建と井田は儒家の間でしばしば論議された。朱門にあっても同様で、語類卷一〇八・論治道篇にも數條がみえる。

〔陳安卿〕陳淳（一一五三—一二二七）、安卿はそのあざな。北溪と號し、漳州龍溪の出身。本稿(45)條にみえるように、朱熹の知漳州在任中の淳熙元年（一一九〇）冬至に入門、翌年四月末離任するまで側近にあった。朱門の高弟であり、語類の記録者の一人でもある。

〔二十而一云々〕いずれも古代の稅率。それぞれ亦・亦・亦・亦を示す。『周禮』地官・載師にいう、

「園・廩二十而一。近郊十一。遠郊二十而三。甸・稍・縣・都。皆無過十二。唯漆林之征。二十而五。」

〔近處役重。遠處役輕〕みぎの『周禮』載師の鄭注に

も、「周税輕近而重遠。近者多役也」という。首都圏に近いところは賦役が多いので、税の比率は低く、遠方はその反対になる。『語類』巻八十六にいう、「近郊十一。遠郊二十而三。甸・稍・縣・都。皆無過十二。

此即是田税。然遠近輕重不等者。蓋近處如六郷。排門皆兵。其役多。故税輕。遠處如都・鄙。井法七家而賦一兵。其役少。故税重。所謂十二者是并雜税。皆無過

此數也。都・鄙税亦只納在采邑。(陳淳錄)——『近郊八十二一、遠郊八十二ニシテ三、甸・稍・縣・都ハ皆十二ニテ過ユルナシ。』これはつまり田税のことだ。

しかし、遠近で輕重の違いがあるのは、六郷のような近いところは、軒なみに軍役に出ている賦役が多いから、税は軽い。都・鄙のような遠方の地は、井田法で七家から一人だけ軍役を出す。その賦役が少ないから税は重いのだ。ここにいう『十分の二』とは雜税を合わせたもので、みなこの率を越えることはない。都・鄙の税も采邑に納めるだけだ。

〔六郷〕周制で大司徒の直轄行政地域、王畿の郊内にあり、七五、〇〇〇家(一郷は一二、五〇〇家)で構成

される。

〔稍・縣・都・鄙〕稍は王城から三〇〇里、縣は四〇〇里の地域。都・鄙については、同じ『周禮』のうちにあっても、王畿の内・外にある二様の行政区域名とする説があるが、少なくとも朱子の場合は、王畿の最外郭に在るものと見ているのであろう。

〔黃直卿〕直卿は黃誅(一一五二—一二二一)のあざな。(5)條参照。

〔郷・遂用貢法。都・鄙用助法〕貢法・助法はともに納税法。前者は各人が政府より授かった田地の收穫より一〇分の一を年貢として上納する制度。後者がいわゆる井田法による制度で、九分した田地の中央の公田を八家で共同耕作して、その收穫分を税として納めるもの。『孟子』「夏后氏五十而貢。殷人七十而助」(滕文公上篇)の集注にいう、「夏時一夫授田五十畝。而每夫計其五畝之入以爲貢。商人始爲井田之制。以六百三十畝之地。畫爲九區。區七十畝。中爲公田。其外八家各授一區。但借其力以助耕公田。而不復稅其私田。周時一夫授四百畝。郷・遂用貢法。十夫有溝。都・鄙

用助法。八家同井。」

〔都・鄙却成九一〕みぎの集注の下文にいう、「貢法固以十分之一爲常數。惟助法乃是九一。」

〔鄭注云々〕鄭はひろん鄭玄。『周禮』天官・大宰「以九賦斂財賄云々」の鄭注「賦、口率出泉也」(賦は人數割で泉を出す)を指すのであろう。この場合、朱子の記憶はあいまいで、「二十而一等」は上記の載師の一段を指す(「等」は十一以下二十而五をふくめてい)う)だろうが、その鄭注には類似のことばはみえない。なお、「九賦之類」といったのは、大宰では「九賦」のほかに「九式」「九貢」「九兩」などを説くからである。

〔去(封建・井田)〕時間的な距離をいう。「から」

〔尙讎争〕「讎」は現代語の「太」、然にも作る。「争」はへだたり・差のあること。「争差」ともいう(争・差は一聲の轉)。ただ、「尙」の字はいわゆる「なお」では理解しがたい。たとえば現代文(毛澤東の論文などに頻見する)で、「尙」と同意の口語「還」がむしる「すでに」のニュアンスをもって使用されているが、

それと關係するかどうか。

〔却如〕刊本の「恰如」と同じ、現代語の「好像」。却・恰は一聲の轉、宋詞・元曲でも通用される。

〔病後〕いわゆる病後でないことに注意されたい。

〔後〕はしばしば「時」と同じ用法をもつ。

〔白日上昇〕白日昇天のこと(㊦條参照)。病氣のつらさに、あるいは病氣で夢遊状態にあるとき、ついとんでもないことを考えるというのか。封建・井田二制がついなんでもやれそうに思うことに喩えた。

〔已是好了〕難解の句であり、よくわからぬ。もう

「白日昇天」などという不可能なことを考えない、健康な精神状態になったということであろう。

〔除了〕ふつうは「除了……(以)外」と呼應する、

「……はいちおう……として」の用法である。ただ、この「除了」がどこまでかかるか、譯文のとおりでいいのか、少しく不安である。

〔和買・丁錢〕「和買」と「丁錢」が並列するのか「和買の丁錢」であるのか、實はよくわからない。「和買」は既出(㊦條注参照)、ただしたてまえば官と商人兩者

合意でも、實際は強制買ひあげに等しいことを附言しておく。「丁錢」は身丁錢、華南の丁男に課せられる人頭税をいう。(曾我部靜雄『宋代財政史』参照。)

〔些子〕現代語の「一點」「一些」。

〔百十錢〕何百錢 何十錢という程度(千錢には至らぬ)をいうか。

〔只依而今稅賦後〕この「後」(刊本はけずる)も時節(現代語は時候)と同じく、假定法句末の助字と化している。

〔大故〕大いに。

〔鹽錢〕鹽の取引における税金、丁口に對して鹽を割りつけるたてまえで取る税。

〔可恁地〕可は「恁地」(現代語の這麼・這樣)を強めるが、ほとんど三音節化した慣用語。こんなにも。

〔你〕不特定の「你」、「われわれ」とか、「みんな」とか譯してよい。

〔好看教……〕以下のようにさせた場合が、見ものだということか。

〔省解〕中央政府(中書省)に送る。吏牘語。

〔月椿〕月椿錢。南宋の税目の一。本來、一時的な措置として軍費に充てるため、毎月の上供錢。經制錢などから融通してわり當てたのが、經常的な税賦と化し、惡税の評をあびたもの(曾我部靜雄『宋代財政史』二四九ページ参照)。

〔解發〕發送する。「解」は護送すること。

〔折了星兩〕「折」は異質の二物を等價計算で代替すること。ここは「銀子」(銀)を錢に換算することか。

「星兩」は重さの小さな單位、四星(星ははかりの小さな目もり・ほし)が一兩、十六兩が一斤。

〔運司〕轉運司。

〔伊川先生嘗言云々〕『程子遺書』卷二十二上にみえる次の二條を指す。

用休問。井田今可行否。曰。豈有古可行而今不可行者。或謂。今人多地少。不然。譬諸草木。山上著得許多。便生許多。天地生物常相稱。豈有多地少之理。

——用休(謝天申)がたずねた、「井田法はいま實施できますか。」「むかしやれて今やれぬものがあるか。

ある人が『いまは人が多くて土地が少ない』という

が、そうじゃない。草木に喩えてみよう。山上にたくさん種えつければ、種えただけ生える。天地が物を生む場合、いつもバランスがとれているのだ。人が多くて土地が少ないなんて理屈があるものかね。」

嘉仲間。封建可行否。曰。封建之法。本出於不得已。柳子厚有論。亦窺測得分數。秦法固不善。亦有不可變者。罷侯置守是也。——嘉仲（李處遜）がたずねた、「封建制はやれますか。」「封建の制度は、もともとやむにやまれぬ事情からうまれたのだ。柳子厚（宗元）に議論があり、可能性の見當はついている。秦のやり方はむろんまずく、やはり變えちゃいけないところがあった。侯を罷めて守を置いたのがそれだ。」

〔及晚年又却言云々〕『程子遺書』卷二十五にいう、「必井田。必封建。必肉刑。非聖人之道也。善治者放井田而行之而民不病。放封建而使之而民不勞。放肉刑而用之而民不怨。故善學者得聖人之意。而不取其迹也。迹也者。聖人因其一時之利而制之也。——井田法とか封建制とか肉體刑とかを必要とするのは、聖人の道ではない。政治力のあるものは、井田法でしぼらずにや

っても、民は苦しめないし、封建制でしぼらずに民を使っても民は疲れぬし、肉體刑でしぼらずに民を用いても民は怨みにおもわん。だから、しっかり學問したものは、聖人の意圖をつかむが、聖人の實績（具體的實行法）にこだわらない。實績というものは、聖人が一時の利便のために使ったものだからだ。」ほぼ同じ内容の發言が、『粹言』卷一・論政篇にもみえる。

〔暢潛道〕程伊川の門人、暢大隱。『宋元學案』卷三十にみえる。みぎの後者の例を含む『程子遺書』卷二十五は、すべてかれの記録した部分である。

〔柳子厚之屬云々〕柳宗元の『唐柳先生集』卷三に「封建論」を收める。

〔狼狽〕支離滅裂なこと、めちゃくちゃ（俗語）。

〔主父偃〕漢の武帝朝の中大夫、山東省出身。推恩の名を借りて諸侯王の子弟ぜんぶに封地を分割させて、諸侯の弱體化をはかったことを指す。『漢書』卷六十四本傳にいう——偃説上曰。「古者諸侯地不過百里。疆弱之形易制。今諸侯或連城數十。地方千里。緩則驕奢爲淫亂。急則阻其疆而合從以逆京師。今以法割削。

則逆節萌起。前日朝錯是也。今諸侯子弟或十數。而適嗣代立。餘雖骨肉。無尺地之封。則仁孝之道不宣。願陛下令諸侯得推恩分子弟。以地侯之。彼人人喜得所願。上以德施。實分其國。必稍自銷弱矣。」於是上從其計。

〔君國子民〕『史記』卷三殷本紀にいう、「湯征諸侯。葛伯不祀。湯始伐之。湯曰。『予有言。人視水見形。視民知治不』伊尹曰。『明哉。言能聽。道乃進。君國子民。爲善者皆在王官。勉哉。勉哉。』」

〔且做〕この文章に二どみえる。かりに……とすれば。

〔不成〕まさか……もなるまい（既出、現代語の「難道……不成」）。

〔猶做得好在〕「在」は文言の助字「焉」に當たる。しばしば「還」「尙」「猶」を伴ない、まだ……しているの意。「做得好」はうまくやれる（て、いる）。

〔百姓被若來訴國君〕「被」字の用法はやや異常である（だから刊本では削る）が、誤用とはいえない。もっとも「若」が「苦」の誤りとみられぬこともない。

〔不與他理會〕「他」は百姓をさす。ここの「理會」

は現代語の「かまいつける」意。

〔更是〕そのうえ。「兼是」に同じ。

〔錢塘縣尉〕錢塘は首都臨安府（杭州）直下の縣。尉は縣の警察署長。

〔靜江國〕廣西省桂林を中心とする靜江軍を、かりに封國とみなしたもの。

〔鬱林國〕おなじく廣西省鬱林を中心とする郡をさす。ともにさいはての僻地である。

〔桂國〕桂州すなわち宋の靜江軍を封國とみなした呼稱。

〔唐時理會一番云々〕唐・貞觀十一年（六三七）六月十五日、太宗は長孫無忌・房玄齡・杜如晦以下あわせて十四人の功臣を、それぞれ刺史として國公・郡王に封じたが、その後長孫無忌らをはじめ一同不服をとなえて一悶着がおき、結局、于志寧の獻言により、取り止めとなった。その経緯は『唐會要』卷四十七「封建雜錄」下に詳しい。いま、後半の部分を引用しておこう。

其後無忌將之國。情皆係戀。不願是行。辭不獲免。

謬出怨言。以激上怒云。臣披荊棘。以事陛下。今海內

寧一。乃令世牧外州。復與遷徙何異。因上表固讓。太宗曰。割地以封功臣。古今之通義也。意欲公之枝葉。翼朕子孫。長爲藩翰。傳之永久。情在此耳。而公等薄山河之誓。發言怨望。朕亦安可強公以土宇邪。太子左庶子于志寧。以今古事殊。恐非久安之道。上疏爭之。竟從志寧議。二十日。勅五等封加開國之稱。

なお、「理會」は處置する・分別する意。

〔樂於〕「樂」は願う。現代語も「樂得」という。

〔苻秦也曾如此來〕晉の太元五年（三八〇）七月、苻堅がその覇業を助けた氏族を、遠く河南・山東地方に分散させて、苻氏一族に統率させたことを指す（『資治通鑑』卷一〇四）。ただし、氏族の壯丁が父兄との離別を哀しんだ事實はみえるが、苻氏一族の拒否や強制派遣のことはなににもとづくか不明。

〔押起〕護送する。

〔子由古史〕子由は蘇轍のあざな。『古史』六十卷は伏羲から秦の始皇帝に至る歴史、現存。

〔子由論封建〕蘇轍の『樂城集』には封建を論じた專論が見あたらぬ。あるいは『古史』のどこかに議論

されているか、待攷。

〔都不着〕「着……」は適確にあたる意。

〔昏眩〕頭昏眼眩。もうろくする。

〔某嘗作說辨之〕『朱文公文集』卷七十二に「古史餘論」を收む。序論と本紀に關する論文七條がある。

〔若東坡時〕「若……時」は、たびたび前にふれた假定の句法。

〔籠羅〕包括する、とりこむ。刊本の「牢籠」と同意の俗語（どちらも雙聲語）であろうが、みなれぬことばである。

〔蘇氏之學〕蘇氏兄弟ないし蘇氏父子の學問に對する朱子の風あたりは強く、かれの著作や語類の隨處に散見する。

〔縱恣疎蕩〕氣まま放埒でだらしないこと。

〔某州學記〕「南安軍學記」をさす（『東坡文集事略』卷五十二收）。その冒頭にいう、「古之爲國者四。井田也。肉刑也。封建也。學校也。今亡矣。獨學校僅存耳。」

〔其間言舜遠矣云々〕みぎの末尾ちかくにいう、「夫

學王者事也。故首以舜之學政告之。然舜遠矣。不可以庶幾。」

〔子産〕春秋・鄭國の宰相。「南安軍學記」にはかれの逸話を引いていう、「鄭人游郷校以議執政。或謂子産毀郷校何如。子産曰。不可。善者吾行之。不善者吾改之。是吾師也。孔子聞之。謂子産仁。」前注の引用につづいて「有賢太守。猶可以爲鄭子産也」といい、南安太守の曹登を鄭の子産に擬して、たたえている。

②敬之間。淳熙事類。本朝累聖刪定刑書。不知尙有未是處否。曰。正縁是刪改太多。遂失當初立法之意。如父母在堂。不許分異。此法意極好。到後來因有人。親在私自分析用盡了。到親亡。却據法負頼。遂著令許私分。又某住在臨漳。

豐憲送一項公事。有人情願不分。人皆以爲美。乃是寡婦嫂孤子。後來以計嫁其嫂。而又以己子添立。併其産業。後委鄭丞看驗。逐項剖析子細。乃知其情。賀孫

敬之(黄顥子)が『淳熙(條法)事類』についてたずねた。

「わが宋朝では歴代の天子が刑書を刪定されておりますが、まだまだずいところがあるのでしょいか。」

(先生が)いわれた、「それその改訂があまり多いから、はじめの立法の主旨が失われているのだ。たとえば、父母堂ニ在レバ、分異ヲ許サズ。(父母の在世中は財産分けをしてはならぬ)というのなんか、法の主旨は至極けっこうなんだ。後になって誰かが、親の在世中にかつてに財産分けをして使ひ果たしておきながら、親が死ぬと法を根據にいんちぎをやつた結果、法文に掲げてかつてに分けることが許されるようになった。また、わたしがかつて漳州にいたころ、豊提點刑獄から送下されて來た事件に、ある男が財産分けしなくても不服はないというので、みなからりっぱな人だと感心されていたところ、(實は)死んだ兄貴に妻とむすこがおり、その後やつはたくらんで兄嫁をよそへ嫁がせ、しかもわが子にその後を嗣がせて、財産をあわせてしまった。あとで縣丞の鄭君に罪狀調査を委任したところ、しらみつぶしに調べあげてくれて、はじめて事情がわかった。」葉賀孫

〔敬之〕黄顥子のあざな。『語類』卷二〇・訓門人にみえるが、出身履歷などすべて未詳。徐寓(一一一九

○年以後の記録者）葉賀孫（一一九一年以後の記録者）および潘時舉・林格・鄭南升（一一九三年の記録者）などの記録にみえる。『宋元學案』『同補遺』にも收めていない。

〔淳熙事類〕淳熙四年（一一七七）七月に頒布された法典。現存せず。『宋史』刑法志・一にいう、「帝復以其書散漫。用法之際。官不暇徧閱。吏因得以容姦。令敕令所分門編類爲一書。名曰淳熙條法事類。前此法令之所未有也。四年七月頒之。」なお、累代天子の法令頒布の経緯もみぎの上文に詳説されている。

〔父母在堂云々〕法文であろう。父母の在世中は財産分けは許さぬ。

〔私自〕かってに、こっそりと。

〔分析〕（財産を）分ける。『名公書判清明集』の戸籍門にも「分析」という一項がある。

〔負頼〕だましうちを食らわす、裏切る、たばかる。誣頼に同じ。

〔臨漳〕漳州の別稱（漳水に沿う都市の意）。

〔豊憲〕憲は憲司、すなわち提點刑獄。一路の檢察廳長官にあたる。豊は姓、ただしこの人物は未詳。

〔情願〕その處置に甘んずる意の吏牘語。『明律國字解』に「納得づくなり」という。

〔産業〕財産、現代語も同じ。

〔鄭丞〕丞は縣丞、縣の次官。

〔看驗〕犯罪事件について原因・證據などを調査する。看詳・檢驗。